

# 海軍公報

(部内限) 第四七四〇號

海軍大臣官房

昭和十九年七月十五日(土)

〇令 達

達第二二四號

機關科海軍豫備生徒修業規則中左ノ通改正ス

昭和十九年七月十四日

海軍大臣

第一條中「文部省直轄商船專門學校長」ヲ、「高等商船學校長」ニ改ム

第五條 削除

達第二二五號

海軍工務規則中左ノ通改正ス

昭和十九年七月十四日

海軍大臣

第二條第二項中「及海軍航空本部製圖工場」ヲ、「海軍航空本部製圖工場及海軍電波本部製圖工場」ニ改ム

第二十條、第二十一條、第二十五條及第五十條第一項中「又ハ海軍航空本部長」ヲ、「海軍航空本部長又ハ海軍電波本部長」ニ改ム

附則

本達ハ昭和十九年六月一日ヨリ之ヲ適用ス

(海軍諸規則卷三、五六四ノ一頁、海軍會計法規類集三卷一頁参照)

官房人機密第一四八一號

本年七月十日現在鹿屋海軍航空隊職員タル者ハ特ニ發令セララルモノノ外別ニ辭令ヲ用ヒズシテ豊橋海軍航空隊ノ各相當職員ニ補命セラレタル義ト心得ベシ

昭和十九年七月十日

海軍大臣

官房經第六五一號

昭和十五年十月二十二日ヨリ同十六年七月一日迄ノ間ニ見習工員ヲ成業セル工員ニ對スル誓約賞與ハ七十日分トシ左ニ依リ之ヲ支給スベシ但シ廳長ハ必要ニ應ジ適宜減額支給スルコトヲ得本令ハ職員ニ之ヲ準用ス

昭和十九年七月十三日

海軍大臣

一 本賞與ハ誓約期間満了ニ依リ昇級シタルトキノ給料ニ依リ七月中ニ之ヲ支給ス

二 誓約期間満了ノトキ海陸軍ニ徵集又ハ召集中ノ者ニ對シテ

海軍公報(部内限) 第四七四〇號 昭和十九年七月十五日

九七一

0730

ハ再備又ハ復歸ノ際其ノ給料ニ依リ支給ス  
三 昭和十六年七月二日以降見習工員ヲ成業シタル工員ニシテ  
戰時海軍工員規則第九十四條第二項ニ該當スルニ至リタルモ  
ノニ對シテハ死亡ノ際其ノ受クベキ給料ニ依リ支給ス

官房經第六五二號

昭和十九年官房經第八八號中左ノ通改正ス

昭和十九年七月十三日

海軍大臣

第二十條ノ三 海軍内國旅費規則第十六條、同第十七條、海軍  
南洋群島關東州滿洲旅費規則第五條ノ二及海軍外國旅費規則  
第五條ノ二ノ規定ニ該當スル場合ハ當該各條ノ規定ニ拘ラズ  
所屬長官ノ認許ヲ受クルモノトス  
第二十條ノ三 旅費ノ概算拂ヲ受ケタル軍人軍屬戰死シ追徴ヲ  
要スルモノアルトキハ追徴困難ナリト認ムル事由アル場合ニ  
限り之ヲ給與スルコトヲ得

附則

昭和十七年官房機密第一三三三九號ハ之ヲ廢止ス

(参照) 昭和十七年官房機密第一三三三九號、海軍機密會計法規類  
第一三〇ノ八一頁

昭和十九年官房經第八八號、海軍機密會計法規類第一三〇  
ノ七〇頁

官房人機密第一五〇四號

豐橋海軍航空隊職員中特務士官以下ハ所管ニ拘ラズ佐世保鎮守

府在籍者ヲ以テ之ヲ補充スベシ

昭和十九年七月十四日

海軍大臣

官房人機密第一五〇五號

本年官房人第二〇四號ニ依リ採用ノ電測關係海軍豫備練習生ニ  
シテ所定ノ教育ヲ修了シタルモノハ之ヲ普通科電測兵(哨戒  
班專修)ト爲リタルモノト看做ス

鎮守府司令長官ハ前項ノ該當者ニ對シ昭和十九年六月十四日附  
普通科電測衛章ヲ付與スベシ但シ特技章ノ成績順位ハ之ヲ附セ  
ズ

昭和十九年七月十四日

海軍大臣

(参照) 官房人第二〇四號ハ各職ニ勤務中ノ徵借員ヨリ電測關係  
海軍豫備練習生採用ノ件ナリ(本年三月八日本欄)

官房經機密第一〇〇一號

公金類損害補償内規中左ノ通改正ス

昭和十九年七月十四日

海軍大臣

第三條中「千圓」ヲ「一萬圓」ニ改ム

(参照) 海軍機密會計法規類第一二二頁

0731

○通牒

軍需機密第四一〇號

昭和十九年七月十四日

海軍省軍需局長

各海軍軍需部長一殿

各特設海軍軍需部長一殿

艦營需品供給停止供給制限代用品利用及規格

低下ニ關スル件申改正ノ件申進

昭和三十八年軍需機密第五七七號申進首題ノ件申左記ノ通改正

セラレ候

供給停止品

區分	主管別	區別	品名	記	事
追加	主計長	消耗品	在用途級貯備順序用紙	在庫限供給	

經給第一一一號

昭和十九年七月十四日

海軍省經理局長

關係各廳長殿

徵用員ノ家族移轉料ニ關スル件申改正ノ件通牒

昭和十六年經給第一三二號申第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號トシ  
以下順次繰上テ

(參照) 海軍會計法規類集二卷八〇八ノ四四ノ二頁

海軍公報(部内限)第四七四〇號 昭和十九年七月十五日

經給第一一二號

昭和十九年七月十四日

海軍省經理局長

關係各廳長殿

地方商船學校實習生ノ給與ニ關スル件通牒

首題實習生ノ給與ハ給料ヲ九等七級(一回二〇錢)相當額トシ

給料及勤勉加給ノ外ハ一切支給セザルコトニ取計相成度

艦本第九號ノ二二一〇

艦本戰時規格普通ノ部申左ノ通改正ス

昭和十九年七月十四日

海軍艦政本部長

第十八號防振及緩衝ゴム標準寸法ノ次ニ左ヲ加フ

艦本戰時規格普通ノ部第十九號一般用機目無鋼管

臨時日本標準規格第三三七號一般用機目無鋼管ニ依ル

艦本戰時規格普通ノ部第二十號一般用機目無鋼管ノ使用寸法

一般用機目無鋼管ハ外徑基本トシ其ノ使用寸法ハ第一表及第二

表ノ通トス(第一表及第二表ハ別紙)

(別紙ハ所要ノ向ニノミ之ヲ送付ス)

艦本機密第三號ノ一〇九一三

昭和十九年七月四日

海軍艦政本部總務部長

内令提  
要登録

九七三

0732

各艦隊參謀長  
各鎮守府參謀長  
各警備府參謀長 殿

眞空管取扱ニ關スル件照會

近來眞空管ノ需要ハ急激ニ増加シ生産資材設備等ノ關係上生産狀況樂觀ヲ許ササルニ至リタルヲ以テ當部ニ於テ之ニ對シ各種對策ヲ講ジツ、アルモ使用者側ニ於テモ左記ニ依リ損耗極限並ニ資材回收ニ關シ協力スル如ク取計ヲ得度

記

- 一 眞空管ハ衝擊ニ依リ内部構造ニ變形ヲ來シ使用不能トナル懼アルヲ以テ輸送及取扱ヲ慎重ニサレ度殊ニ磁電管ニ於テ然リトス
- 二 特性劣化ニ依リ使用不能トナルモノハ修理ノ可能性アルヲ以テ取扱ニ注意シ原型ノ儘還納セラレ度構成材料ハタンダステン、モリブデン、ニツケル等入手困難ナル貴重資材ナルヲ以テ破損眞空管ニ於テモ出來得ル限り原型ノ儘還納セラレ度
- 三 磁電管(M六〇A・M三一一)ニ於テハ性能ノ關係上一兵器ニ使用シ不長ナリト認メラル、場合ト雖モ他兵器ニ於テハ充分使用シ得ルモノアルヲ以テ還納ニ際シテハ特ニ取扱ニ注意アリ度
- 四 軍需部ニ還納セザル各應ニ在リテハ前記各項ニ依リ取扱ノ上製造會社ニ拂下等ノ方途ヲ講ゼラレ度

艦本第四號ノ一七六八

昭和十九年七月十四日

海軍艦政本部總務部長

關係各海軍工廠總務部長  
關係各海軍監督長、首席監督官 殿

艦艇、一般船舶船體用條鋼標準寸法ニ關スル件通知

首題條鋼標準寸法ハ當分ノ間別表ニ依ルコトトシ十九年度應延ヨリ之ヲ實施ノコトニ定メラレ候  
追テ別表寸法ハ製鐵所ニ於ケル條鋼生産ノ促進ト船體構造上ノ必要度トヲ併セ考慮シ定メラレタルモノナル處尙船體用以外ト雖モ特ニ定メアルモノヲ除キ能ク限リ別表寸法ノ範圍内ニテ處理スル様要望セララルモノニ有之候  
(別表ハ所要ノ向ニノミ之ヲ送付ス)

○表 彰

海軍技師 塚本 裕四郎

航空天測表ヲ考案完成シ帝國海軍ニ貢獻スル所洵ニ大ナリ仍テ銀杯一箇ヲ授與シ茲ニ之ヲ表彰ス

海軍技師 内山 修治  
同 小林 秀雄

(各通)  
航空天測表ノ考案ニ方リ克ク上司ヲ輔佐シテ之ヲ完成ニ寄與シ

0733

帝國海軍ニ裨益スル所不尠仍テ茲ニ之ヲ表彰ス

海軍技師 關 守 一

無線方位測定要圖ヲ考案完成シ帝國海軍ニ貢獻スル所洵ニ大ナリ仍テ銀杯一箇ヲ授與シ茲ニ之ヲ表彰ス

海軍技師 川田 早苗

無線方位測定要圖ノ考案ニ方リ克ク上司ヲ輔佐シテ之ガ完成ニ寄與シ帝國海軍ニ裨益スル所不尠仍テ茲ニ之ヲ表彰ス(以上六月二十九日海軍大臣)

徽 章 金八百圓 元海軍技師 大谷 益次郎

VH甲級ヲ考案完成シ帝國海軍ニ貢獻スル所洵ニ大ナリ仍テ海軍技術有功章令ニ依リ(頭書ノ通)ヲ授與ス

金杯一箇 金五百圓 海軍技術少將 佐々川 清

VH甲級ノ考案竝ニ厚VH甲級製造法改善ニ成功シ帝國海軍ニ貢獻スル所洵ニ大ナリ仍テ海軍技術有功章令ニ依リ(頭書ノ通)ヲ授與ス

銀杯一組 金二百圓 海軍少將 村上 竹夫

同 金四百圓 海軍技術大佐 山 司 房太郎

同 金三百圓 海軍技術中佐 氣 多 猛

潜水艦主蓄電池ヲ考案完成シ帝國海軍ニ貢獻スル所洵ニ大ナリ

仍テ海軍技術有功章令ニ依リ(各頭書ノ通)ヲ授與ス

銀杯一箇 金三百圓 海軍技師 牛尾 長吉

潜水艦主蓄電池ノ考案ニ方リ克ク上司ヲ輔佐シテ之ガ完成ニ寄與シ帝國海軍ニ裨益スル所不尠仍テ海軍技術有功章令ニ依リ(頭書ノ通)ヲ授與ス

銀杯一箇 金四百圓 海軍技師 有 山 恒

食品ニ含マルルピタミンB<sub>1</sub>B<sub>2</sub>簡易迅速定量法ノ確立竝ニ特殊糧食品製造法ノ工業化ニ成功シ帝國海軍ニ貢獻スル所洵ニ大ナリ仍テ海軍技術有功章令ニ依リ(頭書ノ通)ヲ授與ス

銀杯一箇 金三百圓 海軍技師 田中 次郎

マリンプルトG染料製造法ヲ確立シ帝國海軍ニ貢獻スル所洵ニ大ナリ仍テ海軍技術有功章令ニ依リ(頭書ノ通)ヲ授與ス

徽 章 金八百圓 海軍技術中佐 景平 一雄

銀杯一組 金四百圓 海軍技術少佐 飯牟禮 渚

飛行機魚雷用潤滑油及グリース製造法ヲ確立シ帝國海軍ニ貢獻スル所洵ニ大ナリ仍テ海軍技術有功章令ニ依リ(各頭書ノ通)ヲ授與ス

徽 章 金八百圓 海軍技術中佐 西 武 雄

極純鐵ノ製造法ヲ確立シ帝國海軍ニ貢獻スル所洵ニ大ナリ仍テ海軍技術有功章令ニ依リ(頭書ノ通)ヲ授與ス(以上六月二十九日海軍大臣)

0734

○雜 款

○開校並ニ開院

戶塚分校開校

横濱市戸塚區原宿町ニ本校戸塚分校(假稱)ヲ新設本月十五

日開校ノ豫定ナリ(戸塚驛下車約一里驛前ヨリバスノ便アリ)

第三附屬病院開院

東京都目黒區下目黒一ノ二五六ニ本校第三附屬病院(舊雅緻

園)ヲ新設本月十五日開院ノ豫定ナリ(省線目黒驛下車約五

分)

(海軍軍醫學校)

○事務開始

第三十四號海防艦艇裝員事務所ヲ七月九日東京都深川區豊洲二

丁目株式會社東京石川島造船所第二工場内ニ設置シ事務ヲ開始

セリ

○事務所撤去

第三十三號海防艦艇裝員事務所ハ六月三十日之ヲ撤去セリ

○失官

○正誤

七月十日海軍公報(部内限)通牒欄經給第一〇九號第一號中「俸

給(職務加俸ヲ含ム)ハ「俸給」ノ、同第三號中「徵集」ハ「徵

收」ノ孰モ誤



0735

# 海軍公報

(部内限) 第四七四一號

海軍大臣官房

昭和十九年七月十七日(月)

○令 達

達第二二六號  
大東亞戰爭中當分の間海軍大學校甲種學生及機關學生並ニ海軍兵學校、海軍機關學校及海軍經理學校各生徒卒業式ノ外卒業式施行手續第九條ノ規定ハ之ヲ適用セズ  
昭和十九年七月十五日

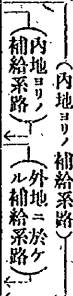
海軍大臣

官房設機密第一四八五號

昭和十九年官房設機密第五六七號特設設營隊、特設海軍施設部及特設海軍建設部ニ於テ築城及一般施設ニ充當スル人員及資材ノ補給並ニ特設海軍施設部ノ工事費整理擔任區分ノ件申左ノ通改正ス  
昭和十九年七月十四日

海軍大臣

第二資材ノ表ヲ左ノ如ク改ム



補給擔任	被補給	被補給	被補給	被補給
補給擔任	補給擔任	補給擔任	補給擔任	補給擔任
部	部	部	部	部
隊	隊	隊	隊	隊
記	記	記	記	記
事	事	事	事	事

海軍公報(部内限) 第四七四二號 昭和十九年七月十七日

海軍施設本部	第四海軍施設部	第五海軍施設部	第三十海軍施設部	第八海軍施設部	第百二海軍施設部	第百四海軍施設部	第百五海軍施設部	第百六海軍施設部	第百八海軍施設部	佐世保海軍施設部	各海軍施設部
補給本部	第百一海軍施設部	第百三海軍施設部	第一海軍施設部	管区内ニ在ル特設設營隊	第百一海軍施設部	第百三海軍施設部	第一海軍施設部	管区内ニ在ル特設設營隊	第百一海軍施設部	第百三海軍施設部	第一海軍施設部
管区内ニ在ル特設設營隊	管区内ニ在ル特設設營隊	管区内ニ在ル特設設營隊	管区内ニ在ル特設設營隊	管区内ニ在ル特設設營隊	管区内ニ在ル特設設營隊	管区内ニ在ル特設設營隊	管区内ニ在ル特設設營隊	管区内ニ在ル特設設營隊	管区内ニ在ル特設設營隊	管区内ニ在ル特設設營隊	管区内ニ在ル特設設營隊

(三月十日本欄参照)

官房設機密第二五一號

大東亞戰爭中海軍衣糧廠長緊急必要アリト認ムルトキハ支障ナキ限リ在庫ノ兵備品タル被服又ハ糧食品ヲ實驗研究用トシテ使用スルコトヲ得  
昭和十九年七月十五日

海軍大臣

九七七

0736

○ 通 牒

艦本第八號ノ二二五一

昭和十九年七月十一日

海軍艦政本部 總務部長  
海軍航空本部 總務部長  
海軍電波本部 總務部長

各海軍工廠長、各海軍航空廠長、  
各海軍工作部長、海軍航空技術廠長、  
海軍軍技研所長 殿

國民勤勞報國隊員及學徒勤勞動員ニ要スル經  
費ノ件照會

本年官房經第五三四號及同第五三五號(昭和十九年六月六日海軍公報部内限第四七〇七號)ニ依ル首題ノ件ハ原則トシテ臨時軍事費、臨時軍事費、造船造兵及修理費、雜費(艦本及航本關係)及臨時軍事費、臨時軍事費、研究費、雜給及雜費(電本關係)支辨トシ特ニ必要アル場合ハ當該工事費支辨トシ處理スル義ト了知相成度

艦本機密第一號ノ一一八三

昭和十九年七月十六日

海軍艦政本部 總務部長

關係各廳長 殿

九六式二十五耗機銃打針改造ノ件照會

既製ノ首題打針ハ折損シ易キニ鑑ミ先般來各工作廳ヲシテ之ガ

改造ヲ實施セシメラレツツアル處本機銃供用先各廳ニシテ未改造ノ向ハ最寄工作廳ニ請求ノ上成ルベク速ニ改造完了ノコトニ取計相成度

航本機密第八八六號

昭和十九年七月十七日

海軍航空本部 總務部長

海軍航空技術廠長、  
各海軍航空廠長、  
各特設海軍航空廠長 殿

特設航空廠竝ニ工作艦用器具及材料等ノ準備  
供給ニ關スル件中改正ノ件通知

五月二日航本機密第五三一七號通知首題ノ件中別表特設航空廠竝工作艦用器具材料部品準備供給區分表中部品及特殊材料ノ攔光學兵器用ノ準備担當廳「海軍航空技術廠支廠」ヲ「第一海軍航空廠」ニ改メ七月一日以降適用ノコトニ定メラレ候

(參照) 航本部報(部内限) 三四二號

航本機密第八八七號

昭和十九年七月十七日

海軍航空本部 總務部長

第二、第十一海軍航空廠、  
南東、南西方面海軍航空廠 總務部長 殿

計器、光學兵器及寫真機修理部品調達配分ニ  
關スル件中改正ノ件照會

0737



昭和十七年十二月三日航本機密第一四四七三號照會首題ノ件中心、(二)ノ項ヲ左記ノ通改正六月十五日ヨリ適用ノコトニ定メラレ候

記

(一) 昭和十九年航本機密第五三一七號通知ニ依ル供給担當廳タル第十一海軍航空廠ハ南西方面海軍航空廠ノ分ヲ、第二海軍航空廠ハ南東方面海軍航空廠ノ分ヲ取纏メ要求スルモノトス  
(参照) 航本部報(部内限)一三〇號

○ 雜 款

○ 貨物發送先

七月一日ヨリ省線貨車ハ小田原驛(東海道線)ヨリ相模大野(東京急行電鐵小田原線)經由新長後驛(東京急行電鐵江之島線)迄運行セラルル事トナリタルニ付自今當校向ケ貨物ハ右ニ依リ新長後驛迄直接輸送ノ事ニ取計ヲ得度但シ小口貨物ハ従前通(横須賀海軍通信學校藤澤分校)

○ 改稱

鹿兒島海軍航空隊小富士分遣隊ハ七月一日附福岡海軍航空隊小富士分遣隊ト改稱セリ

○ 事務開始

第四十三號海防艦艇裝員事務所ヲ七月九日三菱重工業株式會社

神戸造船所内ニ設置シ事務ヲ開始セリ  
(電話兵庫 四二九〇番)

○ 殘務整理

第五十三海軍航空隊(假稱)殘務整理ハ宇佐海軍航空隊ニ於テ之ヲ行フ

○ 事務所撤去

伊號第三百六十三潜水艦艇裝員事務所ハ七月八日之ヲ撤去セリ  
伊號第四十七潜水艦艇裝員事務所ハ七月十日之ヲ撤去セリ

# 海軍公報

(部内限) 第四七四二號

昭和十九年七月十八日(火)  
海軍大臣官房

## ○訓示

大命拜受ニ際シ部内一般ニ訓示

國家未嘗有ノ難局ニ際シ圖ラズモ大命ヲ拜シ海軍大臣ニ就任スルニ方リ所懷ヲ述ベ訓示ス

大東亞戰爭既ニ二年有半帝國ハ緒戰ニ於テ赫々タル戰果ヲ揚ゲ戰略態勢ヲ確立シタルモ敵米英ハ物量ヲ恃ミ速ニ其ノ創痍ヲ恢復スルト共ニ大學反擊ニ出デ今ヤ我ガ國防要域ノ中核ニ迫ラントシツツアリ洵ニ皇國存亡ノ危局ト謂フベク克ク驕敵ヲ擊滅シテ戰勢ヲ轉換スベキ帝國海軍ノ責務今日ヨリ重且大ナルハ無シ

惟フニ難局ニ際會シ冷靜沈毅愈真力ヲ發揮スルハ帝國海軍ノ傳統ナリ

刻下ノ事態ヲ正視シ上下相信シ各部相扶ケ全海軍一絲亂レザル統制ノ下全智全能ヲ結集シテ當面ノ危局打開ニ邁進スルニ於テハ必勝ノ策亦自ラ通ズベキヲ信ジテ疑ハズ

本大臣ハ諸官ト共ニ必勝ノ信念ヲ堅持シ粉骨碎心士氣ノ振作ト戰備ノ緊急整備トニ死力ヲ致シ以テ 聖旨ニ應ヘ奉ランコトヲ期ス

諸官克ク此ノ主旨ヲ體シ協心戮力各其ノ本分遂行ニ遺憾ナカラ

海軍公報(部内限) 第四七四二號 昭和十九年七月十八日

シコトヲ期スベシ

昭和十九年七月十七日

海軍大臣 野村直邦

## ○令 達

達第二二七號

海軍軍人軍屬俸給家族下渡規則左ノ通定ム

昭和十九年七月十五日

海 軍 大 臣

海軍軍人軍屬俸給家族下渡規則

第一條 海軍軍人軍屬(囑託者、工員及傭員ヲ含ム)ニシテ外國ニ派遣セラレタルトキ、交通不便ノ地方ニ勤務スルトキ、艦船ニ乗組ミ航海スルトキ、戰地ニ派遣セラレタルトキ又ハ對敵行動ノ爲長期間勤務地外ニ行動スルトキハ本則ニ依リ其ノ俸給(給料及報酬金ヲ含ム)以下之ニ同ジ)ノ家族ニ下渡スコトヲ得

第二條 前條ノ家族トハ同一戸籍内ニ在ル配偶者(内縁關係ニ在ル者ヲ含ム)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹ヲ謂フ前項ニ該當スル者在ラザルトキハ所轄長ノ許可ヲ得テ適宜ノ者ニ對シ家族ニ準ジ俸給ヲ下渡スコトヲ得

九八一

0739

第三條 第一條ノ規定ニ該當スル廳ノ長俸給ノ家族下渡(以下

單ニ下渡ト稱ス)ノ必要ヲ認メタルトキハ特ニ事情アル者ヲ

除キ當該各廳ノ全員ニ付之方下渡ヲ爲サシムルモノトス

第四條 俸給ノ下渡ヲ爲シタル者ハ第十一條第三項ノ規定ニ該

當スル場合ヲ除クノ外已ムヲ得ザル事由ニ因ルニ非ザレバ下

渡ノ取止又ハ下渡金額ノ變更ヲ爲サザルモノトス

第五條 俸給ノ下渡掌理區分及下渡廳ハ左ノ各號ニ依ル

一 士官、候補生及見習尉官ニ在リテハ海軍省經理局

二 特務士官、准士官、下士官及兵ニ在リテハ在籍ノ鎮守府

又ハ警備府所在地ノ海軍經理部

三 文官、同待遇者、囑託者、雇員、傭人、工員及職員ニ在

リテハ其ノ所屬廳ノ所管ノ鎮守府又ハ警備府所在地ノ海軍

經理部但シ派遣元廳アル者ニ付テハ其ノ派遣元廳(特設燃

料廠補給部ヲ派遣元廳トスルモノニ付テハ海軍省經理局)

四 艦隊ニ屬スル民政府、民政部及建設部ノ所屬員ニ在リテ

ハ海軍省經理局

五 前各號ニ該當セザル者ハ海軍省經理局

前項第三號ニ該當スル者轉動又ハ所管換等ニ依リ所管ノ鎮守

府又ハ警備府ノ變更アリタル場合ハ舊所管ノ鎮守府又ハ警備

府所在地ノ海軍經理部又ハ派遣元廳ニ於テ引續キ之方下渡ヲ

掌理スルモノトス但シ新舊下渡廳間ニ於テ協議ノ上新所管ノ

鎮守府又ハ警備府所在地ノ海軍經理部又ハ派遣元廳ニ於テ之

方下渡ヲ掌理スルコトヲ得

前項第五號ニ該當スル者ニ付所管ノ鎮守府又ハ警備府ヲ定メ

ラレタル場合亦同ジ

第六條 家族ニ下渡スベキ俸給ハ月額ノ全額トス

第七條 前各條ノ規定ニ依リ俸給ノ下渡ヲ爲ス場合下渡廳ニ於

テ必要ト認メタルトキハ其ノ翌月分迄ヲ前金渡スルコトヲ得

第八條 俸給ノ下渡ノ請求ヲ爲サントスル者ハ家族下渡請求書

(別紙様式第一)ニ一通ヲ作成シ之ヲ所屬ノ支出官又ハ當該廳ノ

資金前渡官吏(以下單ニ主計長ト稱ス)ニ提出スルモノトス

主計長前項ノ請求書ヲ受理シタルトキハ記載事項ノ確否ヲ調

査シ一通ヲ證憑トシテ保管シ一通ヲ下渡廳ニ移牒スルモノト

ス

第九條 所屬ヲ轉ジタル者初メテ俸給下渡ノ請求ヲ爲サントス

ルトキハ已ムヲ得ザル事由ナキ限り舊所屬廳出發前家族下渡

請求書三通ヲ作成シ舊所屬廳ノ主計長ニ提出スルモノトス

主計長前項ノ請求書ヲ受理シタルトキハ記載事項ノ確否ヲ調

査シ一通ヲ證憑トシテ保管シ一通ヲ「何程何年何月ヨリ海軍

省經理局又ハ何海軍經理部ニ於テ家族下渡開始」ノ旨ヲ當該

所定ノ項ニ記載シタル給與通牒ト共ニ新所屬廳ノ主計長ニ、

一通ヲ下渡廳ニ移牒スルモノトス

第十條 俸給下渡中ノ者下渡ヲ爲シ得ル廳ニ轉動シタル場合ハ

廳長ハ引續キ之方下渡ヲ爲サシムルモノトス

前項ノ場合舊所屬廳ノ主計長ハ本人ノ家族下渡請求書寫三通

ヲ作成シ之ニ新所屬廳及轉出月日ヲ記入ノ上一通ヲ下渡廳ニ

0740

移牒シ他ノ一通ヲ「何程何年何月ヨリ海軍省經理局又ハ何海軍經理部ニ於テ家族下渡繼續中」ノ旨記載シタル給與通牒ト共ニ之ヲ新所屬廳ノ主計長ニ送付スルモノトス

新所屬廳ノ主計長前項ノ家族下渡請求書ヲ受理シタルトキハ之ヲ證憑トシテ保管スルモノトス

第十一條 俸給下渡中ノ者俸給ノ下渡ヲ爲シ得ザル廳ニ轉勤シタルトキハ舊所屬廳ノ長ハ新所屬廳ニ着任ノ日ノ屬スル月分迄引續キ之ガ下渡ヲ爲サシムルモノトス但シ第七條ノ規定ニ依リ着任ノ日ノ屬スル月ノ翌月分迄下渡ヲ爲シタル場合ハ其ノ月分迄トス此ノ場合下渡廳ニ於テハ俸給ノ費途ノ款ヲ異ニスルトキト雖モ從前ノ費途ニ依ルモノトス

前項ノ場合舊所屬廳ノ主計長ハ本人ノ家族下渡請求書寫一通ヲ作成シ之ニ轉出月日ヲ記載シ「何程何年何月ヨリ海軍省經理局又ハ何海軍經理部ニ於テ家族下渡中」ノ旨當該所定ノ項ニ記載シタル給與通牒ト共ニ之ヲ新所屬廳ノ主計長ニ送付スルモノトス

第一項ニ該當スル者新所屬廳ニ着任シタルトキハ速ニ家族下渡取止請求書(別紙様式第二)ニ一通ヲ作成シ新所屬廳ノ主計長ニ提出スルモノトス

第八條第二項ノ規定ハ前項ノ取止請求書ニ付テハ準用ス  
第十二條 前三條ノ規定ニ該當スル場合所屬ヲ轉ジタル後ニ於テ俸給ニ過拂又ハ不足拂ヲ生ジタルトキハ新所屬廳ニ於テ之ガ整理ヲ爲スモノトス

第十三條 前各條ノ規定ハ戰地ニ臨ミ若ハ艦船沈没其ノ他ノ公務ニ從事中危難ニ遭遇シタル場合ニ於テ死亡シ其ノ死亡ヲ公表セラレザルトキ又ハ所在不明ト爲リタル場合ノ俸給家族下渡ニ付テハ準用ス

前項ノ規定ニ該當スル者ニシテ家族下渡請求書未提出ノモノアリタルトキハ主計長ハ本人ニ代リ之ガ所定ノ手續ヲ爲スモノトス

第十四條 前條ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ死亡公表ノ日ノ屬スル月分又ハ敵ノ俘虜ト爲リタルコト判明シタル日ノ屬スル月分迄其ノ下渡ヲ爲スコトヲ得

第十五條 俸給下渡中ノ者任官、進級、増俸、増給、減額等ニ依リ下渡金額ニ變更ヲ生ジタルトキハ主計長ハ毎月一日家族下渡變更通知書(別紙様式第三)ヲ作成シ之ヲ下渡廳ニ送付スルモノトス

下渡廳前項ノ規定ニ依ル家族下渡變更通知書ヲ受ケタル場合ハ該通知書記載ノ月分ヨリ之ガ變更ノ取扱ヲ爲スモノトス  
家族下渡請求書中金額以外ノ記載事項ニ變更アリタルトキ又ハ俸給下渡中ノ者ノ轉出、轉入アリタルトキ亦前二項ニ同ジ

第十六條 第八條乃至第十一條、第十三條第二項及前條ノ規定ニ依ル下渡請求書、取止請求書及變更通知書トシテ下渡廳ニ提出シタル場合ハ其ノ轉達シタル日ノ翌月ニ於テ該通知書記載ノ月分ヨリ其ノ下渡ノ開始、變更又ハ取止ノ手續ヲ爲スコトヲ得但シ其ノ減額ニシテ翌月ノ俸給ヨリ控除シ得ザルモノトス

0741



<p>七 大正十二年官房第一六八一號中第一項ヲ削リ同號第二項中「職工」ヲ「工員」ニ改ム</p> <p>八 昭和十六年官房第五四二號中家族ニ下渡シ又ハハレヲ削ル</p> <p>九 海軍臨時家族手當支給規則第九條ヲ削リ第十條ヲ第九條トス</p> <p>(別紙添)</p> <p>(參照) 明治三十七年官房第一五一六號 海軍會計法規類集二卷 (四〇五頁)</p> <p>大正十二年官房第一六八一號 (同) 三卷 六六頁</p> <p>昭和十六年官房第五四二號 (同) 三卷 六六頁</p> <p>昭和十六年官房第五四四號 (同) 二卷 八〇八ノ二四頁</p> <p>昭和十七年官房第一四四一號 (同) 二卷 二二四ノ二頁</p>	<p>○通 牒</p> <p>官房機密第一三四號ノ一〇</p> <p>昭和十九年七月十五日</p> <p>海軍省 副官</p> <p>關係各廳長 殿</p> <p>暗號圖書配給及處分ニ關スル件申進</p> <p>首題ノ件ニ關シテ六別ニ特令セラルルモノヲ除キ別冊暗號圖書現狀表第三二號ニ依リ處理相成度</p> <p>(別冊ハ所要ノ向ニノミ之ヲ配付ス)</p>	<p>經給第一一〇號</p> <p>昭和十九年七月十日</p> <p>海軍省 經理局長</p> <p>關係各廳長 殿</p> <p>職域貯蓄ノ實踐ニ關スル件中改正ノ件通牒</p> <p>昭和十七年經給第二〇四號中左ノ通改正ス</p> <p>第三號ニ左ノ一項ヲ加フ</p> <p>前項ノ總組合員名簿ハ當該廳ノ總員名簿ヲ以テ之ヲ兼用スルコトヲ得</p> <p>第六號、第十三號第二項及第十五號ヲ削リ第七號ヲ第六號トシ以下順次繰上シ</p> <p>様式第五ヲ削ル</p> <p>(參照) 海軍會計法規類集二卷 八〇八ノ四八ノ六頁</p>	<p>○雜 款</p> <p>○服裝</p> <p>旅順方面ニ於ケル第二種軍裝着用期間ヲ六月十五日ヨリ九月十五日迄トス</p> <p>(旅順方面特別根據地隊)</p> <p>○閉隊</p> <p>第十五根據地隊ハ六月二十日閉隊セリ</p>
---	--	---	---

海軍公報(部内限) 第四七四二號 昭和十九年七月十八日

九八五

0743

○事務開始

第三十一潜水艦基地隊事務所ヲ七月四日吳海兵團内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

第二十三號海防艦艇裝具事務所ヲ七月八日富山市西宮七一日本海船渠工業株式會社内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

第五號輸送艦艇裝具事務所ヲ七月九日吳海軍工廠内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

海防艦艇國難裝具事務所ヲ七月十二日神奈川縣橫濱市鶴見區辨天町一七日本鋼管株式會社鶴見造船所内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

○旅行順路

自今本院來院者送迎用自動車ハ燃料節約ノ見地ヨリ廢止致候條左記便ヲ利用相成度

記

山陽本線西條驛下車省營自動車賀茂海軍病院前下車(十四料)備考 西條乃美尾、廣間省營自動車時間表

西條發下リ

廣發上リ

05:00 07:10 11:00 13:10 17:00 08:00 09:10 11:10 15:00 17:10 18:00 (賀茂海軍病院)

自今本院經由賀茂海軍病院旅行者ニ對スル乗用車派遣ハ燃料節約ノ見地ヨリ廢止致候ニ付左記便ヲ利用相成度

記

廣發西條行省營自動車賀茂海軍病院前下車(十五料所要時間一時間半) 又ハ山陽本線海田市驛乘替西條驛下車省營自動車賀茂海軍病院前停留所下車 (吳海軍病院)

○訂正 海軍航海學校分校ヘノ旅行路順記事中當盤線土浦驛下車同驛阿見村間「七・六」トアルヲ「六・一」ニ訂正ス

○正誤 七月十日海軍公報(部内限)令達欄九四五頁下段官房需第一七五號中「七〇」ヲ「五五」ニ「ノ下」ニ「三五」ヲ「二八」ニ「ヲ脱ス

0744











# 海軍公報

(部内限) 第四七四三號

海軍大臣官房

昭和十九年七月十九日(水)

## ○告示

海軍省告示第一號ノ七  
昭和十九年海軍省告示第一號ノ四中「中部太平洋方面艦隊及第十四航空艦隊」ヲ削ル

昭和十九年七月十八日

海軍大臣 臣

(參照) 昭和十九年海軍省告示第一號ノ四ハ第一機動艦隊等ニ艦隊軍法會議ヲ置クノ件ナリ(昭和十九年三月十五日海軍公報(部内限))

海軍省告示第一號ノ八

第四艦隊軍法會議ヲ中部太平洋方面艦隊軍法會議及第十四航空艦隊軍法會議ノ後繼軍法會議ニ指定ス

昭和十九年七月十八日

海軍大臣 臣

## ○令

達第三二八號

海上運輸規程申左ノ通改正ス

昭和十九年七月十五日

海軍公報(部内限) 第四七四三號 昭和十九年七月十九日

第七條第三項ヲ左ノ如ク改ム

部外ノ物件ノ輸送許可ハ左ノ各號ニ依ルモノトシ部外輸送請求責任者ヲシテ物品輸送願書(第九號書式)ヲ提出セシム

一 海軍省配屬運送艦船ニ依ル場合ハ海軍運輸本部長之ヲ許可ス

二 鎮守府、警備府(特設警備府ヲ含ム)、商港警備府又ハ艦隊ニ配屬ノ運送艦船(艦艇ヲ含ム)ニ依ル場合ハ夫々當該司令長官之ヲ許可ス

三 前號以外ノ船舶ニ依ル場合ハ當該船舶所屬ノ廳長之ヲ許可ス

第十七條第一項第四號ヲ左ノ如ク改ム

四 右ノ外特ニ認許セラレタル者

同條第六項ヲ左ノ如ク改ム

部外者ノ便乗許可ハ第七條第三項ノ規定ニ準ズルモノトシ部外便乗請求責任者ヲシテ便乘願書(第十號書式)ヲ提出セシメ便乗許可證ヲ添附シテ之ヲ爲スヲ要ス

(別紙添)

達第三二九號

雇員傭人扶助金支給細則申左ノ通改正ス

九八七

0749

昭和十九年七月十八日

海軍大臣

第三條中但書ヲ削ル

(参照) 海軍會計法規類集二卷 五二七頁

官房軍第八七二號

大東亞戰爭中地方海軍人事部ニ於テ執行ノ合同海軍葬儀ニハ左表ニ依リ儀仗隊ヲ差遣スルコトヲ得

昭和十九年七月十日

海軍大臣

合葬者ノ區分	儀仗隊ノ員數	儀仗隊指揮官	差遣處
將官以下	儀仗隊ニ小隊(二分隊編制)	少佐又ハ大尉	所管鎮守府ノ所屬艦船部隊但シ協議ノ上非儀仗隊ノ者ヲ以テスルコトヲ得
佐尉官以下	儀仗隊ニ小隊(二分隊編制)	中尉	艦船部隊ノ者ヲ以テスルコトヲ得

○通牒

官房運第一三號

昭和十九年七月十六日

海軍省副官

關係各廳長殿

輸送、便乗ヲ許可セラレタル部外物件部外者ノ許可通知未済ノモノノ取扱ニ關スル件申進

今般送第二三八號ヲ以テ海上運輸規程中改正セラレ候處本達施行以前ニ於テ輸送又ハ便乗ヲ許可セラレタル部外物件及部外者ノ許可通知ニシテ未済ノモノノ取扱ハ海軍運輸本部長ラシテ之ヲ行ハシムルコトニ定メラレ候

經本第八號ノ二三一七

海軍部外官廳對當部並ニ關係工作廳間工事受委託内規左ノ通定

昭和十九年六月十二日

海軍艦政本部長

- 第一條 工事受委託内規
  - 於ケル工事受委託ニ關スルコトヲ規定ス
  - 第二條 總務部部外官廳ヨリ工事委託ニ關シ照會ヲ接受シタルトキハ工事主務部、會計部及臨時資材部ニ之ヲ寫シ送付スルモノトス但シ輕易ナルモノニ在リテハ同覽スルコトヲ得
  - 第三條 工事主務部ハ工事受託ノ能否ニ關シ所見ヲ總務部、會計部及臨時資材部ニ通知スルモノトス但シ工事ヲ受託スル場合ニ在リテハ左ノ文書ヲ添付スルモノトス
  - (一) 入費概算書(様式適宜)
  - (二) 所要資材表(同)
- 算出ノ基礎ヲ明ニシタル文書ヲ

0750

添附ノコト

(三) 工事施行工作應又ハ會社名  
(四) 納期  
(五) 其ノ他委託願ニ對スル回答資料

第四條 總務部ハ前條所見ヲ審査シ回答案ヲ左ノ各部ニ回覽ノ上發付スルト共ニ之ヲ寫ヲ送付スルモノトス但海軍工事ニ著シク影響アルモノ其ノ他重要ナルモノニ付テハ豫メ海軍省軍務局及海軍省兵備局ニ回覽スルモノトス

(一) 工事主務部  
(二) 關係部  
(三) 會計部  
(四) 臨時資材部

第五條 工事主務部ハ前條寫ニ依リ所定ノ訓令、通牒又ハ購買要求ノ手續ヲ行フモノトス

第六條 艦政本部各部部外官廳ニ工事ヲ委託セントスルトキハ別紙様式ノ照會文ヲ起案ノ上總務部、會計部、臨時資材部及關係部ニ回覽スルモノトス但シ重要ナルモノニ付テハ豫メ海軍省軍務局及海軍省兵備局ニ回覽スルモノトス

第七條 前條文書ニハ左ノ各號ノ説明ヲ朱書附記スルモノトス  
(一) 工事委託ヲ必要トスル事由  
(二) 所要見込豫算額並ニ支出科目  
(三) 引當工事名稱又ハ用途  
(四) 所要資材見込額並ニ之ヲ決濟ノ方法

第八條 總務部前二條ニ依リ工事委託ノ照會ヲ發付シタルトキ並ニ委託先ヨリノ回答アリタルトキハ之ヲ寫ヲ左ノ各部ニ送付スルモノトス  
(一) 工事主務部  
(二) 工事關係部  
(三) 會計部  
(四) 臨時資材部  
(五) 軍務局  
(六) 兵備局

第六條但書ノ場合ノミトス

第九條 總務部工事委託ヲ決定シタルトキハ正式ニ工事委託ノ照會ヲ發付スルト共ニ前條ニ準ジ關係部局ニ之ヲ寫ヲ送付スルモノトス

第十條 艦政本部關係各工作應海軍部外官廳ニ工事ノ委託ヲ爲サントスルトキハ豫メ左ノ要件ヲ具シ艦政本部ノ承認ヲ受クルモノトス但シ緊急ヲ要スルモノ並ニ輕易ナルモノニ付テハ自後通報スルコトヲ得

(一) 委託先官廳名  
(二) 工事名稱及數量  
(三) 所要豫算額及所要資材品名數量  
(四) 委託ヲ必要トスル事由

第十一條 艦政本部關係各工作應海軍部外官廳ヨリ工事ノ委託ヲ受ケタルトキハ海軍工事規則第十九條及同第二十條ニ依リノ外工事着手前所要資材ノ供給ヲ受クルモノトス但シ緊急ヲ

海軍公報(部内限)第四七四三號 昭和十九年七月十九日

0751

海軍艦政本部總務部長

殿

工事委託ニ關スル件照會

左記工事施行方委託致度ニ付之方諸否並ニ所要資材及豫算額概略通報ヲ得度

記

- 一 工事名稱及數量
- 二 製造規格書又ハ圖面
- 三 希望納期
- 四 納入先
- 五 委託ヲ要スル事由

○雜 款

要スルモノ又ハ輕易ナルモノニ付テハ自後速ニ資材ノ補填ヲ受クルモノトス

第十二條 臨時資材部ハ第三條ノ所要資材表並第八條ニ基キ委託先ヨリノ回答寫ヲ接受シタルトキハ之ガ品種數量ヲ精査シ所見ヲ左ノ各部ニ送付スルモノトス

(一) 總務部  
 (二) 會計部  
 (三) 工事主務部  
 (四) 工事關係部

第十三條 會計部ハ第四條並ニ第九條ニ依リ寫ノ送付ヲ受ケタルトキハ豫算整理、工事費ノ支拂又ハ徵收ヲ行フト共ニ所要資材受授ノ手續ヲ行フモノトス

別紙様式

昭和 年 月 日

合同海軍葬儀執行

期 日 及 時 刻	大東亞戰爭 戰歿者	喪 葬 管 理 者	場 所	記 事
八月 六 日 一〇〇〇	故海軍少佐齋藤千代二外諸勇士	新潟地方海軍人事部長	新潟市公會堂	佛式
八月 八 日 同	故海軍中尉中川末吉外諸勇士	山形地方海軍人事部長	山形市第四國民學校	同

○本日普通公報發行セズ

0752

第一片(輸送許可廳保管用)

(件名) 主務部局又ハ關係海軍官憲主務者印  
昭和 年 月 日  
部外輸送請求責任者住所職氏名印

物品輸送願書

一、事業下命海軍官憲名  
二、事業地及事業名  
三、希望積地及揚地  
四、希望搭載期日  
五、積荷内容 別紙積荷明細表通

備考 (イ) 部外輸送請求責任者ハ主務部局又ハ關係海軍官憲ヨリノ輸送決定通知ニ基キ輸送許可廳ヨリ本願書ノ交付ヲ受ケ所事項ヲ記入シ主務部局又ハ關係海軍官憲經由(主務者捺印)別紙明細表四通(本書各片各一通添附)ヲ添ヘ輸送許可廳ニ提出ス  
(ロ) 部外輸送請求責任者ハ輸送許可(本書裏面ニ所事項記入許可通知書トス)ヲ得タル上第九號書式ノ二ニ依ル搭載願書五通ヲ本書ニ添ヘ積地ノ海軍運輸機關ノ長ニ搭載五日前迄ニ提出ス

第二片(積地ノ海軍運輸機關保管用)

(件名) 主務部局又ハ關係海軍官憲主務者印  
昭和 年 月 日  
部外輸送請求責任者住所職氏名印

物品輸送願書

一、事業下命海軍官憲名  
二、事業地及事業名  
三、希望積地及揚地  
四、希望搭載期日  
五、積荷内容 別紙積荷明細表通

備考 (イ) 部外輸送請求責任者ハ主務部局又ハ關係海軍官憲ヨリノ輸送決定通知ニ基キ輸送許可廳ヨリ本願書ノ交付ヲ受ケ所事項ヲ記入シ主務部局又ハ關係海軍官憲經由(主務者捺印)別紙明細表四通(本書各片各一通添附)ヲ添ヘ輸送許可廳ニ提出ス  
(ロ) 部外輸送請求責任者ハ輸送許可(本書裏面ニ所事項記入許可通知書トス)ヲ得タル上第九號書式ノ二ニ依ル搭載願書五通ヲ本書ニ添ヘ積地ノ海軍運輸機關ノ長ニ搭載五日前迄ニ提出ス

第三片(積地ノ海軍運輸機關ヨリ費用徴收海軍經理部送付用)

(件名) 主務部局又ハ關係海軍官憲主務者印  
昭和 年 月 日  
部外輸送請求責任者住所職氏名印

物品輸送願書

一、事業下命海軍官憲名  
二、事業地及事業名  
三、希望積地及揚地  
四、希望搭載期日  
五、積荷内容 別紙積荷明細表通

備考 (イ) 部外輸送請求責任者ハ主務部局又ハ關係海軍官憲ヨリノ輸送決定通知ニ基キ輸送許可廳ヨリ本願書ノ交付ヲ受ケ所事項ヲ記入シ主務部局又ハ關係海軍官憲經由(主務者捺印)別紙明細表四通(本書各片各一通添附)ヲ添ヘ輸送許可廳ニ提出ス  
(ロ) 部外輸送請求責任者ハ輸送許可(本書裏面ニ所事項記入許可通知書トス)ヲ得タル上第九號書式ノ二ニ依ル搭載願書五通ヲ本書ニ添ヘ積地ノ海軍運輸機關ノ長ニ搭載五日前迄ニ提出ス

第四片(部外輸送請求責任者交付用)

(件名) 主務部局又ハ關係海軍官憲主務者印  
昭和 年 月 日  
部外輸送請求責任者住所職氏名印

物品輸送願書

一、事業下命海軍官憲名  
二、事業地及事業名  
三、希望積地及揚地  
四、希望搭載期日  
五、積荷内容 別紙積荷明細表通

備考 (イ) 部外輸送請求責任者ハ主務部局又ハ關係海軍官憲ヨリノ輸送決定通知ニ基キ輸送許可廳ヨリ本願書ノ交付ヲ受ケ所事項ヲ記入シ主務部局又ハ關係海軍官憲經由(主務者捺印)別紙明細表四通(本書各片各一通添附)ヲ添ヘ輸送許可廳ニ提出ス  
(ロ) 部外輸送請求責任者ハ輸送許可(本書裏面ニ所事項記入許可通知書トス)ヲ得タル上第九號書式ノ二ニ依ル搭載願書五通ヲ本書ニ添ヘ積地ノ海軍運輸機關ノ長ニ搭載五日前迄ニ提出ス



(件名) 昭和 年 月 日

本件左記ニ依リ輸送ヲ許可ス

一、搭載期日

二、搭載艦船名

三、積地及揚地

四、左ノ條件ヲ附ス

條件

一、積卸ヲ海軍ニ於テ實施シタル場合ノ損害及輸送中生ジタル損害ハ海軍ニ於テ別段ノ意志表示ヲ爲サザル限り海軍ハ其ノ責ニ任ゼズ

二、積卸ヲ海軍ニ於テ實施シタル場合ノ費用及輸送區間ノ輸送費用ハ ( ) 海軍經理部ニ於テ調査決定ノ上通知スベキニ依リ同部ノ指示ニ依リ納付ノコト

三、狀況ニ依リ積卸作業ヲ海軍ニ於テ指定スルコトアルベシ

備考 輸送請求物品ト搭載物品異ル場合ハ積地ノ海軍運輸機關ニ於テ積荷明細表ヲ訂正ス

輸送許可廳名印

(件名) 昭和 年 月 日

本件左記ニ依リ輸送ヲ許可ス

一、搭載期日

二、搭載艦船名

三、積地及揚地

四、左ノ條件ヲ附ス

條件

一、積卸ヲ海軍ニ於テ實施シタル場合ノ損害及輸送中生ジタル損害ハ海軍ニ於テ別段ノ意志表示ヲ爲サザル限り海軍ハ其ノ責ニ任ゼズ

二、積卸ヲ海軍ニ於テ實施シタル場合ノ費用及輸送區間ノ輸送費用ハ ( ) 海軍經理部ニ於テ調査決定ノ上通知スベキニ依リ同部ノ指示ニ依リ納付ノコト

三、狀況ニ依リ積卸作業ヲ海軍ニ於テ指定スルコトアルベシ

備考 輸送請求物品ト搭載物品異ル場合ハ積地ノ海軍運輸機關ニ於テ積荷明細表ヲ訂正ス

輸送許可廳名印

(件名) 昭和 年 月 日

本件左記ニ依リ輸送ヲ許可ス

一、搭載期日

二、搭載艦船名

三、積地及揚地

四、左ノ條件ヲ附ス

條件

一、積卸ヲ海軍ニ於テ實施シタル場合ノ損害及輸送中生ジタル損害ハ海軍ニ於テ別段ノ意志表示ヲ爲サザル限り海軍ハ其ノ責ニ任ゼズ

二、積卸ヲ海軍ニ於テ實施シタル場合ノ費用及輸送區間ノ輸送費用ハ ( ) 海軍經理部ニ於テ調査決定ノ上通知スベキニ依リ同部ノ指示ニ依リ納付ノコト

三、狀況ニ依リ積卸作業ヲ海軍ニ於テ指定スルコトアルベシ

備考 輸送請求物品ト搭載物品異ル場合ハ積地ノ海軍運輸機關ニ於テ積荷明細表ヲ訂正ス

輸送許可廳名印

(件名) 昭和 年 月 日

本件左記ニ依リ輸送ヲ許可ス

一、搭載期日

二、搭載艦船名

三、積地及揚地

四、左ノ條件ヲ附ス

條件

一、積卸ヲ海軍ニ於テ實施シタル場合ノ損害及輸送中生ジタル損害ハ海軍ニ於テ別段ノ意志表示ヲ爲サザル限り海軍ハ其ノ責ニ任ゼズ

二、積卸ヲ海軍ニ於テ實施シタル場合ノ費用及輸送區間ノ輸送費用ハ ( ) 海軍經理部ニ於テ調査決定ノ上通知スベキニ依リ同部ノ指示ニ依リ納付ノコト

三、狀況ニ依リ積卸作業ヲ海軍ニ於テ指定スルコトアルベシ

備考 ( ) ハ費用負擔者所在地所管ノ海軍經理部名ヲ輸送許可廳ニ於テ記入ス

輸送許可廳名印

第十號書式ノ一（用紙適宜下シ便乗許可願ニ於テ準備ス）

（達第三二八號昭和十九年七月十九日海軍公報（部内限））

第一片（便乗許可願保管用）

（件名） 主務部局又ハ關係海軍官憲主務者印  
昭和 年 月 日

部外便乗請求責任者住所職氏名印

便乗願書

一、便乗者官職氏名

外 名（別紙人員名簿通）

二、事業下命海軍官憲名

備考（イ） 部外便乗請求責任者ハ主務部局又ハ關係海軍官憲ヨリノ輸送決定通知ニ基キ輸送許可願ヨリ本願書ノ交付ヲ受ケ所事項ヲ記入シ主務部局又ハ關係海軍官憲經由（主務者捺印）別紙人員名簿三通（本書各片各一通添付）ヲ添ヘ便乗許可願ニ提出ス

（ロ） 部外便乗請求責任者ハ便乗許可（本書裏面ニ所事項記入許可通知書トス）ヲ得タル上第十號書式ノ二ニ依ル乘船願書五通ヲ本書ニ添ヘ乘船地ノ海軍運輸機關ノ長ニ乗船五日前迄ニ提出ス

三、事業地及事業名

四、希望乘船地及下船地

五、希望乘船期日

切取線

第二片（乘船地ノ海軍運輸機關保管用）

（件名） 主務部局又ハ關係海軍官憲主務者印  
昭和 年 月 日

部外便乗請求責任者住所職氏名印

便乗願書

一、便乗者官職氏名

外 名（別紙人員名簿通）

二、事業下命海軍官憲名

備考（イ） 部外便乗請求責任者ハ主務部局又ハ關係海軍官憲ヨリノ輸送決定通知ニ基キ輸送許可願ヨリ本願書ノ交付ヲ受ケ所事項ヲ記入シ主務部局又ハ關係海軍官憲經由（主務者捺印）別紙人員名簿三通（本書各片各一通添付）ヲ添ヘ便乗許可願ニ提出ス

（ロ） 部外便乗請求責任者ハ便乗許可（本書裏面ニ所事項記入許可通知書トス）ヲ得タル上第十號書式ノ二ニ依ル乘船願書五通ヲ本書ニ添ヘ乘船地ノ海軍運輸機關ノ長ニ乗船五日前迄ニ提出ス

三、事業地及事業名

四、希望乘船地及下船地

五、希望乘船期日

切取線

第三片（部外便乗請求責任者交付用）

（件名） 主務部局又ハ關係海軍官憲主務者印  
昭和 年 月 日

部外便乗請求責任者住所職氏名印

便乗願書

一、便乗者官職氏名

外 名（別紙人員名簿通）

二、事業下命海軍官憲名

備考（イ） 部外便乗請求責任者ハ主務部局又ハ關係海軍官憲ヨリノ輸送決定通知ニ基キ輸送許可願ヨリ本願書ノ交付ヲ受ケ所事項ヲ記入シ主務部局又ハ關係海軍官憲經由（主務者捺印）別紙人員名簿三通（本書各片各一通添付）ヲ添ヘ便乗許可願ニ提出ス

（ロ） 部外便乗請求責任者ハ便乗許可（本書裏面ニ所事項記入許可通知書トス）ヲ得タル上第十號書式ノ二ニ依ル乘船願書五通ヲ本書ニ添ヘ乘船地ノ海軍運輸機關ノ長ニ乗船五日前迄ニ提出ス

三、事業地及事業名

四、希望乘船地及下船地

五、希望乘船期日

切取線

0756

(件名)

昭和 年 月 日

本件左記ニ依リ便乗ヲ許可ス

記

一、乗船年月日

二、乗船船名

三、乗船地

四、下船地

備考 便乗請求人員ト乗船人員異ル場合ハ乗船地ノ海軍運輸機關ニ於テ人員名簿ヲ訂正ス

便乗許可廳名印

(件名)

昭和 年 月 日

本件左記ニ依リ便乗ヲ許可ス

記

一、乗船年月日

二、乗船船名

三、乗船地

四、下船地

備考 便乗請求人員ト乗船人員異ル場合ハ乗船地ノ海軍運輸機關ニ於テ人員名簿ヲ訂正ス

便乗許可廳名印

(件名)

昭和 年 月 日

本件左記ニ依リ便乗ヲ許可ス

記

一、乗船年月日

二、乗船船名

三、乗船地

四、下船地

便乗許可廳名印



0758

(達第二二八號別紙)

(昭和十九年七月十九日海軍公報(部内限))

第十號書式ノ二(用紙美濃紙半葉)(五通提出)

乗船願書 { 乗船地  
下船地

乗艦船名

乗船年月日

人員種別	員數	乗船準備完成期日	引取人	下命海軍官憲名	便乗願書番號	便乗許可海軍廳名	記	事
							計	

部外輸送請求責任者名 印

- (註) 1 乗船地及下船地別並 = 乗船地海軍運輸機關ノ指示 = 依リ乗艦船別 = 各別紙 = 調製シ乗船五日前迄 = 提出ス  
 2 乗艦船名及乗船年月日ハ乗船地海軍運輸機關 = 於テ記入ス  
 3 本紙 = 第十號書式ノ一 = 依ル人員名簿ヲ添附ス



(達第二二八號別紙)

(昭和十九年七月十九日海軍公報(部内限))

第九號書式ノ二(用紙美濃紙半葉)(五通提出)

0760

搭載願書 (積地揚地)

搭載艦船名

搭載年月日

品名	數量	重量 (噸)	容積 (立米)	荷姿	搭載準備 完成期日	出荷主	受荷主	下命海軍 官憲名	輸送願書 番 號	輸送許可 海軍廳名	記 事
											計

部外輸送請求責任者名 印

- (註) 1 積地及揚地別並 = 積地海軍運輸機關ノ指示ニ依リ搭載艦船別ニ各別紙ニ調製シ搭載五日前迄ニ提出ス  
 2 危險物品ハ朱書ス  
 3 搭載艦船名及搭載年月日ハ積地海軍運輸機關ニ於テ記入ス

# 海軍公報

(部内限) 第四七四號

海軍大臣官房

昭和十九年七月二十日(木)

## ○訓示

部内一般ニ訓示

今次内閣更迭ハ刻下ノ緊迫セル戦局ニ處シ國內決戦態勢ヲ一層強化徹底センメ陸海軍當面ノ作戰ニ全幅寄與シ以テ飽ク迄戰争目的ノ完遂ニ邁進セントスル主旨ニ他ナラズ

各員ハ敵性宣傳、世論等ニ惑ハサルコトナク愈烈ナル必勝ノ信念ノ下毅然トシテ當面ノ本分遂行ニ遺憾ナキヲ期スベシ

昭和十九年七月二十日

海軍大臣 野村直邦

## ○令 達

官房軍機密第九四八號

呂號委員會規程左ノ通定ム

昭和十九年七月四日

海軍大臣 野村直邦

## 呂號委員會規程

第一條 各種呂號藥ニ關スル研究調査ヲ行ヒ之ガ急速量産對策ヲ檢討樹立スルト共ニ其ノ實行ノ促進ヲ行フ爲メ呂號委員會ヲ

内令  
要  
登  
載

## 置ク

第二條 委員會ニ左ノ分科會ヲ置ク

一 第一分科會(呂號藥ノ調査及考案ニ關スル事項)

二 第二分科會(呂號藥(甲)ニ關スル事項)

三 第三分科會(呂號藥(乙)ニ關スル事項)

四 第四分科會(呂號藥ヲ以テスル兵器ニ關スル事項)

第三條 委員會ハ委員長ノ下ニ副委員長、分科會委員長、委員及幹事ヲ置ク其ノ組織別表ノ如シ

第四條 委員長ハ會務ヲ總理ス

第五條 副委員長ハ委員長ヲ輔佐ス

第六條 分科會委員長及委員ハ議案ヲ審議ス

第七條 幹事ハ委員會及分科會ニ關スル庶務ヲ整理ス

第八條 委員長ハ審議上必要アルトキハ委員以外ノ者ヲシテ議事ニ關與セシムルコトヲ得

第九條 委員長ハ必要ニ應ジ官廳、民間有識者其ノ他ノ者ニ研究調査ノ一部ヲ依頼スルコトヲ得

第十條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外呂號委員會ニ關シ必要ナル事項ハ委員長ノ定ムル所ニ依ル

(別表)

海軍公報(部内限) 第四七四號 昭和十九年七月二十日

九九一

0761



委員長		呂號 委員會組長	
副委員長		分科會委員長	
海軍艦政 第二海軍 本部長 火藥廠長		第一分科會委員長 海軍技術研究所 化學研究部長 第二分科會委員長 海軍火藥廠 第三分科會委員長 海軍燃料廠 第四分科會委員長 海軍技術研究所 理學研究部長	
委員		海軍省軍務局第一課長 海軍省軍務局第三課長 海軍省兵備局局長 海軍省軍需局第二課長 海軍省軍需局局長 海軍艦政本部總務部第六課長 海軍艦政本部第一課長 海軍艦政本部第二課長 海軍艦政本部第三部首席部員 海軍艦政本部第五部首席部員 海軍艦政本部臨時資材部部長 海軍艦政本部部員 海軍艦政本部部員 海軍航空本部總務部第二課長 海軍航空本部第一課長 海軍航空本部第二課長 海軍航空本部第三部第一課長 海軍航空本部第三部第二課長 海軍航空本部第三部第三課長 海軍航空本部部員 軍令部第三課長 軍令部第四課長 軍令部部員 海軍技術研究所部員	
備考		一 ○即ハ幹事ヲ示ス 二 委員長ハ委員ノ中ヨリ幹事輔佐ヲ命ズルコトヲ得	
○通牒		官房軍機密第九四九號 昭和十九年七月四日 關係各廳長 殿 呂號藥生産主務部局指定ニ關スル件通牒 呂號藥 甲藥 海軍艦政本部 乙藥 海軍省軍需局 軍務一機密第五九二號 昭和十九年七月十八日 關係各廳長 殿 艦船應急用器材定數修正ノ件通知 昭和十六年四月二十一日軍務一機密第二七九號申進(同年四月二十二日海軍公報部内限參照)首題標準別表ハ今次戰訓下新艦	
備		第二海軍火藥廠部員 第一海軍燃料廠部員 海軍航空技術廠部員(全科長) 海軍航空技術廠部員 海軍省 田 住	

九九二

0762

種へノ適用ヲ考慮セラレ別表ノ通改正セラレ候

(別表ハ所用ノ向ニノミ之ヲ配付ス)

軍需機密第六七一號

昭和十九年七月十一日

海軍省軍需局長  
海軍施設本部長

各鎮守府參謀長  
各警備府參謀長

經營需品陸用罐及同附屬唧筒機械ヲ海軍施設  
本部所掌工作物トシテ移管ニ關スル件申進

首題ノ件別紙ノ通定メラレ候處之方實施ニ關シ海軍省軍需局及  
海軍施設本部間ニ於テ左記ノ通協定致候條可然取計相成度

記

經營需品陸用罐及同附屬唧筒機械ヲ海軍施設  
本部ニ移管ニ關スル件協定

一 既設陸上部(團)隊現裝備ノ經營需品陸用罐及同附屬唧筒  
機械ハ昭和十九年十月一日移管ヲ目途トシ各海軍軍需部ヨリ  
關係各海軍施設部所掌ニ保管轉換ス

二 昭和二十年四月一日迄ニ開隊豫定ノ陸上部(團)隊ニ裝備  
スベク現計劃中ノ經營需品陸用罐及同附屬唧筒機械ハ各軍需  
部ヲシテ之ヲ裝備セシメタル上前號ニ準ジ處理ス但シ  
(イ) 基礎及据附工事ニ未着手ノモノハ一括昭和十七年軍需機  
密設第一五五號經營需品ノ基礎据附工事ニ關スル(委)(受)

海軍公報(部内限)第四七四四號 昭和十九年七月二十日

託ノ件申進ニ基キ之ヲ委(受)託スルモノトス之方詳細ニ

關シテハ關係軍需部施設部間ニ於テ協議スルモノトス

(ロ) 右ニ要スル資材中煉瓦及耐火材料以外ハ同申進第三號ニ

依リ海軍施設部負担トシ所要經費ハ第四號ニ依リ海軍施設

部ノ要求ヲ俟テ海軍軍需部當該費目ヨリ移用スルモノトス

三 前各號以外ハ海軍施設本部(施設部)所掌トシ一切之ヲ處

理スルモノトス但シ昭和二十年上半年期ニ裝備スベキ陸用罐及

同附屬唧筒機械ノ所要資材ハ一時海軍省軍需局刺當物動ヲ立

替フルモノトシ昭和二十年年度施設本部刺當物動ニテ之ヲ返還

スルモノトス

(別紙)

一 既設陸上部(團)隊ニ現裝備ノモノハ昭和十九年十月一日

各海軍軍需部ヨリ關係各海軍施設部ニ保管轉換ノ上工作物ト

シテ受入整理スルモノトス

二 昭和二十年四月一日迄ニ開隊豫定ノ陸上部(團)隊ニ裝備

スベク現計劃中ノモノハ海軍省軍需局所掌トシ海軍軍需部ヲ

シテ之ヲ裝備セシメタル上前號ニ準ジ處理スルモノトス

三 前各號ニ該當セザルモノハ海軍施設本部所掌トシ同部ニ於

テ一切之ヲ處理スルモノトス

四 之方實施ノ細項ニ關シテハ海軍省軍需局及海軍施設本部間

ニ於テ協定スルモノトス

經給第一一五號  
昭和十九年七月十八日

九九三

0763

海軍省 經理局長

關係各廳長 殿

臨時非常作業ニ從事シタル工員ニ非常食支給

ニ關スル件通牒

戰時海軍工員規則第七十九條ノ規定ニ據ル非常食ハ左記ニ依リ  
給與スル義ト了知相成度

記

一 支給範圍

(イ) 左ノ場合ニシテ食事準備困難ナルトキ

特別ノ作業ノ爲急據出場セル場合

(二)(一) 天災其ノ他緊急ノ場合

(ロ) 左ノ場合ニシテ保健上必要アリト認ムルトキ

(一) 定時間終了後ノ増服業五時間(夜業本務者ニ在リテハ

二時間)以上ニ及ブ場合

(二) 夏期(自七月十一日)造船鉦打作業、一〇〇噸以上

ノプレス及三噸以上ノ鐵槌ヲ使用スル大物ノ鍛錬作業、

専ラ鋼塊ノ製造ヲ目的トスル平爐及容量六噸以上ノ電氣

爐ノ熔解鑄込作業ニ従事スル場合

二 支給品種數量

(イ) 前號(イ)ノ場合ハ一食ニ付乾パン二二〇瓦及砂糖二〇瓦以

内トシ換給ヲ要スルトキハ昭和十八年官房需第二〇九號別

表第四ヲ標準トス

(ロ) 前號(ロ)ノ場合ハ日額米三〇瓦以内トシ必要ニ應ジ適宜ノ

品種(三錢以内)ニ換給支給ズルコトヲ得

三 經費支辨科目(區分)

工作廳附屬費(整理符號 一三)

火藥廠及燃料廠作業費、事務費、雜費

四 昭和十八年經給第一八八號ハ之ヲ廢止ス

(參照) 昭和十八年十二月十八日海軍公報(部内限)

艦本機密第三號ノ一〇九七七

昭和十九年七月五日

海軍艦政本部總務部長

横須賀、吳(海軍工廠總務部長)

佐世保、舞鶴(海軍工廠總務部長)

各海軍工廠(海軍工廠總務部長)

内國各海軍監督長、首席監督官

艦船裝備ノ電線帶金締付用ネヂニ關スル件

照會

自今艦船裝備ノ電線帶金締付用ネヂハ磁氣半徑其ノ他已ムヲ得

ザル場合ノ外黃銅ネヂノ代替材料トシテ別紙規格ニ依ルカラ

イズヲ施セル鋼製ネヂヲ使用ノコトニ取計相成度

追テ鋼製ネヂサイクアーク熔接ハ昭和十八年五月十九日艦本

機密第三號ノ六四一八ニ依リ實施セル講習ノ要領ニ據ルモノ

トシネヂノ取得ニ關シテハ海軍電氣工業會兵裝部會ヲシテ一

括取纏メ斡旋セシム

(別紙ハ所要ノ向ニノミ之ヲ配布ス)

艦本機密兵電第八二二號

昭和十九年七月十九日

0764

海軍艦政本部總務部長

橫須賀、吳、佐世保、各軍需部長殿

委託工事用電氣小兵器(第三部所掌)ノ供給ニ關スル件照會(各長主管)

從來訓令、通牒等工事ヲ受令工作廳ヨリ他工作廳ニ委託セル場合該工事用電氣兵器ハ委託元工作廳ニ於テ一旦所管軍需部ヨリ受入ノ上委託先工作廳宛送付セル處輸送機關ノ逼迫セル今日輸送ヲ極限スル必要有之ヲ以テ自今委託先工作廳所在軍需部ハ當該工作廳ニ對シ昭和十七年九月十日艦本機密兵電八二九號照會(昭和十七年九月十五日海軍艦政本部報(部内限)參照)要領ニ準ジ左記ニ依リ委託工事用電氣小兵器ヲ供給ノ事ニ取計相成度

記

- 一 兵器ノ供給ハ請求ヲ俟テ行フモノトシ特ニ必要ト認ムル場合ノ外、事前ニ主務部ト協議スルヲ要セズ
- 二 供給兵器ノ整理ニ關シテハ委託元及委託先工作廳所在ノ軍需部間ニ於テ適宜處理スルモノトス

水機密第一八九號ノ一

昭和十九年五月三十日

關係各廳長殿

水路部長

海軍公報(部内限)第四七四四號 昭和十九年七月二十日

秘密陸圖取扱ニ關スル件通牒

首題ノ件大本營陸軍參謀部ヨリ別紙ノ通牒有之候條了知相成度

(別紙)

大本營參謀部第一九號第五〇陸軍部

昭和十九年五月二十七日

大本營陸軍參謀部總務課長

水路部長殿

無線方向探知用地圖取扱區分變更ノ件通牒

無線方向探知用地圖ノ取扱區分ハ「軍事極秘」ヲ「極秘」ニ變更セラレタルニ付通牒ス  
追而既ニ交付ヲ受ケアルモノハ保管者ニ於テ一連番號ヲ削除シ秘區分標記ヲ訂正シ本通牒ノ日附ヲ以テ保管原簿ヲ整理相成度申添フ

○雜款

司令驅逐艦變更

第四驅逐隊司令ハ左ノ通司令驅逐艦ヲ變更セリ

六月十二日 滿潮ヨリ野分ニ

六月二十三日 野分ヨリ滿潮ニ

○十版内令提要追録第十六號(十九年五月三十一日現在)七月十七日發送濟ニ付受領セバ直ニ加除整理ヲ施行シ至急受領票送

九九五

0765

付相成度

(海軍省副官)

○事務所移轉

佐世保海軍航空隊大村派遣隊ハ六月二十五日左ニ移轉セリ

移轉先：長崎縣大村市原口郷竹松兵舎

大村線竹松驛ヨリ徒歩約五分

○殘務整理

第二十二衛所隊ハ六月五日附第十二特別根據地隊ニ編入、殘務整理ハ左記ニ於テ之ヲ行フ

記

佐世保局氣付 イ登壹イ參貳

0766

應 急 用 器 材 定 數 標 準



主 類	品 種	規 格	戰 艦		巡 洋 艦		航 空 母 艦		驅 逐 艦		潛 水 艦		水 雷 艦、敷 設 艦、掃 雷 艦		特 種 艦 (知 床 敷)		海 防 艦		海 軍 艦		備 考						
			大 和 型	長 門 型	扶 桑 型	金 剛 型	妙 高 型	阿 賀 野 型	長 良 型	翔 雲 型	瑞 雲 型	夕 雲 型	初 雲 型	一 等 型	二 等 型	大 25 小 14	大 20 小 10	大 15 小 8	大 10 小 5	大 5 小 2		大 2 小 1					
機 械 部	圓 (角) 材	米 直徑 12~15	950	750	750	600	300	250	230	450	300	250	200	250	170	150	120	70	10	6	60	150	60	90	70	30	
	當 板	大 50×30×5 小 30×25×4	200	150	150	140	50	40	35	140	80	60	80	60	20	15	10	6	4	1	1	60	25	14	10	6	
	楔	30×10×7	600	450	450	400	200	160	150	350	250	180	250	170	110	100	80	40	5	3	40	100	40	60	40	15	
	錠	大 20×1.2 小 15×1	800	600	600	500	200	170	150	500	350	240	250	220	70	60	50	30	2	2	30	90	30	40	30	10	
	應急用「ボルト」	50×2	100	70	70	60	40	35	30	60	50	35	50	30	20	15	13	8	3	2	6	15	6	10	8	4	
	木 栓	大 直徑 20 小 5-10 長サ 徑ノ2倍	20	20	20	20	10	10	10	20	15	15	15	15	10	10	10	6	4	2	2	3	10	3	5	4	2
	遮 防 函	50×50×20×4	16	12	12	10	8	7	6	10	8	8	8	6	5	4	2	2	0	0	2	5	2	2	2	0	
	遮 防 板	大(徑)70×5 小(徑)50×4	各8	各6	各6	各5	各4	各3	各3	各5	各4	各4	各4	各3	各2	各2	各2	各2	0	0	0	各2	各2	各2	各2	各1	
	電動移動通風機	個	8	6	6	6	3	2	2	5	4	4	4	3	2	2	2	1	0	0	1	2	1	1	1	0	
	同 上 蛇 腹	個	32	24	24	24	9	6	6	16	16	12	16	12	4	4	4	2	0	0	2	4	2	2	2	0	
	電動移動ポンプ	個	4	3	3	3	2	2	2	4	3	3	3	2	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0	
	ガソリン式移動「ポンプ」	個	6	6	6	6	4	3	3	6	4	4	6	4	2	1	1	1	0	0	0	2	1	0	0	0	
	應急用「ポンプ」	未 徑 7.5	350	300	300	250	150	120	100	200	150	100	150	100	0	0	0	0	0	0	60	0	0	0	0	0	
	防火用水槽	100×100×80	40	25	25	25	20	10	7	25	20	15	30	10	5	4	4	4	0	0	3	6	3	3	2	0	
	移動手動通風機	個	6	4	4	4	3	2	1	4	3	3	4	3	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0	
移 動 「ポンプ」	個	大8	大6	大6	大6	大4	大3	大3	大20	大15	大15	大20	大10	小2	小2	小2	小2	0	0	0	大2	小1	小2	小2	小1		
防 煙 具	個	32	20	20	20	12	10	6	32	20	16	20	12	4	2	2	2	1	1	2	2	1	2	2	1		
防 火 衣	組	60	50	50	50	40	35	25	110	100	80	100	80	30	20	20	10	0	0	10	10	10	10	4			
消 火 器	個	中200	中150	中130	中120	中75	中60	中40	中130	中110	中100	中110	中85	中30	中25	中25	中15	中8	中6	中10	中25	中15	中20	中15	中10		
同上用消火器	個	同 上 敷 置 分																									
特 種 力 射 水 消 火 器	個	200	300	180	180	150	120	100	50	250	250	30	200	50	40	40	20	20	20	20	40	20	30	20	20		
應急用具「甲」	組	60	10	10	10	6	4	3	10	8	6	8	6	2	2	2	1	1	1	1	2	1	2	1	1		
同 乙	組	16	10	10	10	6	4	3	10	8	6	8	6	2	2	2	1	1	1	1	2	1	2	1	1		
同 丙	組	16	10	10	10	6	4	3	10	8	6	8	6	2	2	2	1	1	1	1	2	1	2	1	1		
同 丁	組	8	5	5	5	3	2	1	5	4	3	4	3	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1		
漢 葎 放	枚	40	35	35	30	20	15	15	20	20	20	20	15	10	8	5	0	0	5	15	5	5	5	3			
防 水 脂 疋	疋	170	150	150	130	100	80	75	100	100	160	100	100	75	50	40	25	20	12	25	50	25	30	25	15		
撒 液 器	個	8	7	7	6	4	3	3	4	4	4	4	4	2	2	2	1	0	0	1	2	1	1	1	0		
防 水 蓆	枚	0	0	0	0	2	2	2	甲2	甲2	乙2	甲2	乙2	丙2	丙2	丙2	丙2	0	0	丙2	2	1	丙2	丙2	丁1		
防 火 斧	個	30	20	20	20	12	10	9	25	20	13	10	12	6	6	6	4	3	2	4	6	4	4	4	2		
泡 沫 發 生 器	個	20	16	16	14	6	4	3	20	16	16	20	16	3	2	2	1	0	0	1	1	1	1	0			
同上用消火器	個 1罐 20疋入	200	150	150	140	65	45	35	400	300	300	200	300	30	20	20	10	0	0	15	15	15	15	0			
素 口	個	30	20	20	20	12	10	9	20	20	20	20	20	6	6	6	4	0	0	4	6	4	4	4	2		
防 火 頭 巾	個	總 員 ノ 1/3 分																									
防 寒 衣	組	45	35	35	30	20	15	14	30	20	20	0	15	8	6	6	4	0	0	4	6	4	4	4	2		
防 毒 面 具	組	總 員 ノ 1/2 倍 分 (別 錄 發 備 品 一 割)																									
使 用 毒 面 具	組	55	50	45	40	30	25	20	50	40	40	0	40	10	8	7	4	1	1	4	6	4	6	4	2		
檢 知 器	組	45	40	40	25	25	20	20	35	30	25	0	25	8	8	8	4	2	2	4	4	4	6	4	3		
三 號 除 毒 劑	疋 1罐 8疋入	1,000	900	900	800	500	350	300	1,000	600	400	1,000	500	80	70	60	40	0	0	30	100	40	40	30	20		
四 號 除 毒 劑	疋 1罐 50疋入	1,000	900	900	800	400	350	300	1,000	500	400	1,000	500	60	50	50	40	0	0	40	100	40	40	30	20		
應急用照明灯	個	20	15	15	10	4	4	2	10	8	6	8	6	2	1	1	1	2	1	1	2	1	1	1	0		
應急用移動電話 (無電池)	組	10	8	8	8	6	6	4	8	8	6	8	6	2	2	2	1	0	0	0	1	0	2	1	0		
消 火 器 一 般 用 二 型 炭 酸 瓦 斯 式	個	常 用 機 六 機 = 對 シ 一 個 ノ 量																									
携 帶 電 燈	個	180	150	150	120	75	60	45	150	120	80	20	80	40	30	30	20	20	12	20	20	20	20	10			
作 業 電 燈	個	45	35	35	30	25	20	15	25	20	25	0	25	10	10	8	5	5	3	5	10	5	6	5	5		
一 號 ガス 救 急 箱	具	12	10	10	10	6	5	4	8	8	6	6	6	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
二 號 救 急 箱	具	35	30	30	30	20	18	15	25	20	20	0	15	13	10	10	5	3	2	5	7	5	6	5	3		
吊 架	個	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0			
籠 狀 吊 架	個	15	12	12	10	8	6	5	12	10	8	0	8	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
一 號 救 急 箱	個	應 急 員 = 對 シ 各 自 一 個																									
止 血 帶	個	總 員 ノ 1/10 分																									



(軍務一機密第五九二號別表第二)

(昭和十九年七月二十日海軍公報(部内限))

訓練用圓材當板棧供給年額

類 別	艦 種 名 稱	數	戰艦		巡洋艦				航空母艦					驅逐艦				潜水艦		水雷母艦		特務艦 (知床型)	海防艦		輸送艦		原 潛 艇	備 考	
			大和型	長門型	扶桑型	金剛型	妙高型	最上型	阿賀野型	長良型	翔鶴型	雲龍型	瑞鳳型	華鷹型	大鷹型	秋月型	夕雲型	初春型	松型	一 等	二 等		雷艇	設艇	一 等	二 等			
			内務 長 主 管	杉丸太丙	個	22	18	18	15	10	7	7	13	12	10	12	12	4	4	3	3		1 1/2	1 1/2	3	4			3
	杉板丁	枚	18	13	13	12	7	6	6	10	9	7	9	9	3	3	3	2	3/4	3/4	2	3	2	2	2	1 1/2			
	杉樹板丙	枚	4	3	3	3	1 1/2	1 1/2	1 1/2	1 1/2	1 1/2	1 1/2	1 1/2	1 1/2	3/4	3/4	3/4	3/4	3/4	3/4	3/4	3/4	3/4	3/4	3/4	3/4	3/4		

0768



(軍務一機密第九五二號別表第三)

應急器材定數標準ニ對スル搭載制限

(昭和十九年七月二十日海軍公報(部内限))

艦種	艦名	制	限	要	領
巡洋艦	鳥海 八雲 盤手 出雲	同 同 同 同	右 右 右 右	搭載標準以下トシ現有應急器材ノ合計重量以內トス	
航空母艦	鳳翔 瑞鳳	同	右	搭載標準以下トシ現有應急器材ノ合計重量以內トス	
水上機母艦	能登 呂橋	同	右	搭載標準以下トシ現有應急器材ノ合計重量以內トス	
潜水母艦	駒橋	同	右	搭載標準以下トシ現有應急器材ノ合計重量以內トス	
驅逐艦	峯風型全艦 神風型全艦 卯月型全艦	同 同 同	右 右 右	搭載標準以下トシ現有應急器材ノ合計重量以內トス (角)材ノ搭載量ハ備考欄二記載ノ範圍内トス	
掃海艇	第十一號型 第十五號型	同	右	搭載標準以下トシ現有應急器材ノ合計重量以內トス	
特務艦	大間官 勝泊 淺力 宗谷	同 同 同 同	右 右 右 右	搭載標準以下トシ現有應急器材ノ合計重量以內トス	
驅潛特務艇	第二百五十二號型	同	右	搭載標準以下トシ現有應急器材ノ合計重量以內トス(搭載標準ハ驅潛艇ノトス)	

註

一、本標準ニ依リ搭載シタル物件ハ別ニ定ムル重量區分ニ依リ重量ヲ整理スルモノトス

二、峯風型、神風型、卯月型驅逐艦ノ搭載量ハ昭和十年及昭和十一年訓令性能改善工事中ノ制限搭載量(應急用丸太、角材ハ二艦ニ付長サ約三米ノモノ十五本程度)ヲ超過セシメザルコト

0769



(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第四七四五號

昭和十九年七月二十一日(金) 海軍大臣官房

○令 達

達第二三〇號

海軍共濟物資部規則中左ノ通改正ス

昭和十九年七月二十一日

海軍大臣官房

第四條第一號中「海軍技術研究所長」ヲ「海軍艦政本部長」ニ改ム

改ム

第十一條第一號中「海軍技術研究所會計部長」ヲ「海軍艦政本部會計部長」ニ改ム

附則

本達ハ昭和十九年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

○通 牒

海人機密第九號ノ五四

昭和十九年七月十五日

海軍省人事局長

關係各所轄長殿

機銃射撃指揮官タル豫備學生出身海軍少尉配

出願したる員又ハ作中進出ニ當リ豫備學生出身者ハ第一階級並ニ

海軍公報(部内限) 第四七四五號 昭和十九年七月二十一日

九九七

今般第三期豫備學生陸上對空班出身ノ海軍少尉ヲ戰艦等ニ配員セラレタル處有ハ豫備學生並ニ特修學生中艦船勤務ニ關シ殆ド教育セラレアラズ當直勤務、短艇指揮其ノ他艦務遂行能力ヲ附與セラレ非ザルヲ以テ専ラ機銃射撃指揮官ニ充當スルノ原則トシ傍ラ本年達第二一七號ニ依ル海軍豫備學生出身海軍少尉實務練習ニ準ジ艦務ヲ實習セシムル如ク可然指導相成度

經物第八〇號

昭和十九年七月十九日

海軍省經理局長

關係各廳長殿

前金拂又ハ概算拂契約相手方ニ關スル件通知

昭和十七年經物第一三五號第一第四項ニ依ル首題ノ件別紙ノ通知ニ有之候

(別紙ハ所要ノ向ニノミ之ヲ配付ス)

經物第八一號

昭和十九年七月十九日

海軍省經理局長

關係各廳長殿

前金拂又ハ概算拂承認者名簿中改正ノ件通知

昭和十六年經物第一六三號別冊首題名簿中別紙ノ通一部改正致候  
(別紙ハ所要ノ向ニノミ之ヲ配布ス)

艦本第一一號ノ二三三六

昭和十九年七月十九日

海軍艦政本部長

關係各海軍工作廳長  
關係各監督長、首席監督官、殿

工廠各部工事分擔區分中改正ノ件通知

明治四十四年艦本第二六〇七號中左記ノ通改正ス

本文中「電氣」ノ下ニ「機雷、音響」ヲ、「航海」ノ下ニ「光學」ヲ加フ

目錄第二水雷ノ部中「機雷關係工事」、「爆雷關係工事」、「掃海及防雷具關係工事」及「九二式機雷」ヲ削ル

目錄第三電氣ノ部中「水中聽音機」、「水中信號機」、「磁氣探知機」及「探信儀」ヲ削ル

目錄「第四航海部」ヲ「第六航海部」ニ改メ以下順次繰下ゲ同部ヲ左ノ如ク改ム

第 六 航 海 部	針儀	深儀	程儀	象兵器	線儀	信號兵器
	湖	湖	航	氣	經	信

目錄第三電氣ノ部ノ次ニ左ヲ加フ

第 四 機 雷 部	機雷關係工事	掃海及防雷具關係工事	爆雷關係工事	樹關係工事	通信裝置工事	九二式機雷
	探信儀	水中聽音機	水中信號機	發泡機	空中聽音機	磁氣探知機
	第五音響部					

別表第二水雷ノ部中「機雷關係工事」、「爆雷關係工事」、「掃海及防雷具關係工事」及「九二式機雷」ノ部ヲ削ル

別表第三電氣ノ部中舷外電路裝置ノ部關係部「船水航」ヲ「船水航雷」ニ改メ「水中聽音機」、「水中信號機」、「磁氣探知機」及「探信儀」ノ部ヲ削ル

別表「第四航海部」ヲ「第六航海部」ニ、「第五光學部」ヲ「第七光學部」ニ、「第六航空部」ヲ「第八航空部」ニ改ム

別表第六航海ノ部ヲ別表第一ノ如ク改ム

別表第三電氣ノ部ノ次ニ「第四機雷」及「第五音響」ノ部トシテ別表第二、三ノ如ク加フ

(別表第一、二、三ハ所要ノ向ニノミ之ヲ配布ス)

(海軍艦政法規類集二ノ一三頁參照)

艦本機密第一號ノ二二〇〇四

昭和十九年七月十九日

海軍艦政本部總務部長

0771

關係各廳長殿

應急彈藥管取扱及修理施行ニ關スル件照會

最近横須賀海軍工廠ニテ検査ノ結果各艦船及各砲臺ニ於ケル應急彈藥管中取扱手入不良ノ爲氣密性ヲ害シ内部格納中ノ各種火工兵器ヲ著シク損傷シ全ク其ノ性能ヲ喪失セルモノ多數發見致候條此ノ際各部ニ於テモ特ニ應急彈藥管ノ取扱手入ニ關シ注意ヲ喚起スルト共ニ不良品ハ速ニ修理相成度尙右検査ノ結果主ナル毀損狀況左記ノ通ニシテ取扱又ハ手入不良ニ起因セルモノト認メラレ候

記

- 一 筐變形シ氣密不良ノモノ多數アリ
- 二 「ゴム」衛帶ノ不良ノモノ多數アリ
- 三 筐蓋螺番不良毀損セルモノ相當多數アリ

艦本機密第八號ノ一一三八七

昭和十九年七月二十一日

海軍艦政本部總務部長

關係各廳長殿

海軍艦政本部豫算整理要領ニ關スル件通知

首題ノ件申別紙第二號新造艦艇整理區分表ニ左記ノ通追加相成候

記

科	II	艦別整理	艦型別整理	記事
(臨時軍事費) (臨時軍事費) (造船造兵及修理費) (艦艇製造費)				
	第四〇二號艦	第四〇三號艦型	第四〇三號艦	
			第四〇四號艦	

○雜款

○内令提要別冊(定員關係)追録第二號(五月三十一日現在)七月十八日發送済ニ付受領セバ直ニ加除整理ヲ施行シ至急受領票送付アリタシ

(海軍省副官)

○事務開始

大湊海兵團(假稱)設立準備事務所ヲ七月一日青森縣大湊警備府内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

第六號輸送艦艇裝具事務所ヲ七月十二日吳海軍工廠内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

驅逐艦杉艦裝具事務所ヲ七月十四日大阪市住吉區柴谷町四四藤永田造船所内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

○轉勤者赴任旅費

自今當隊へノ轉勤者ニ對スル旅費(家族移轉料ヲ含ム)ハ吳驛  
迄前金拂ノコトニ取計ハレ度

(第一特別基地隊)

0773

# 海軍公報

(部内限) 第四七四六號

海軍大臣官房

昭和十九年七月二十二日(土)

## ○令 達

官房經第六八四號

昭和十九年七月二十二日

海軍大臣

當分ノ間工員又ハ鑛員所屬ヲ轉ジタルトキ作製スベキ給與通牒ハ海軍給與令施行細則第百六十九條第一項ノ規定ニ拘ラズ海軍省經理局長ノ定ムル所ニ依ル

(参照) 海軍會計法規類集二卷四五頁

## ○通 牒

軍務一機密第六〇四號

昭和十九年七月二十二日

海軍省軍務局長  
海軍省教育局長

關係各廳長殿

電測及水測關係兵器ノ整備竝ニ訓練ニ關スル件申進

首題兵器ハ其ノ性能機構及裝備等ニ於テモ研究改善ノ余地多ク要員ノ素養技能等亦不充分ナルモノアリト雖モ裝備艦所ニ於ケル整備取扱ノ巧拙竝ニ教育訓練勵行ノ如何ニ依リ其ノ能力ニ著

シキ差違アリテ所轄長以下關係幹部擧テ熱心ニ指導シ准士官以上ヲシテ直接其ノ整備、教育訓練ニ當ランメ居ル所ハ概ネ其ノ全能ヲ發揮シツツアル事實ニモ鑑ミ今後本兵器ノ整備竝ニ教育訓練ニ關シテハ此ノ上共一層ノ關心ヲ拂ヒ整備兵器ノ全能發揮ニ萬遺憾ナキヲ期セラレ度

經給第一二〇號

昭和十九年七月二十二日

海軍省經理局長

關係各廳長殿

工員ノ給與通牒ニ關スル件通牒

今般官房經第六八四號ヲ以テ首題ノ件令達セラレ候處工員及鑛員ノ轉用又ハ轉動ノ場合ニ於ケル給與通牒ハ別紙ニ依リ處理スルモノト了知相成度

(別紙添)

## ○雜 款

○司令潜水艦變更

第三十三潜水隊司令ハ七月十七日司令潜水艦ヲ呂號第六十七潜水艦ニ變更セリ

海軍公報(部内限) 第四七四六號 昭和十九年七月二十二日

一〇〇一

0774

合同海軍葬儀執行	
期日及時刻	大東亞戰爭戰歿者
喪葬管理者	津地方海軍人事部長
場	津市三重縣會議事堂
所	佛
記事	佛式
八月五日一〇〇〇	故海軍機關特務少尉中西光藏外 諸勇士
八月七日同	故海軍軍醫少佐嘉村年行外諸勇 士
	福岡地方海軍人事部長
	福岡市本願寺
	福岡會館
	同

0775

(經給第一二〇號別紙)

(昭和十九年七月二十二日海軍公報(部内限))

給 與 通 牒

左記ノ者何月何日附貴廳(轉用(派遣、復歸等)ヲ命ゼラレ何日(即日)退廳

一 給 料 何月何日迄金何程支給濟(何年何月以降何々ニ於テ何程家族渡)

一 増 給 何月何日迄金何程支給濟(何年何月以降何々ニ於テ何程家族渡)

一 賞 與 賞與何程支給濟(何々ニ於テ何程家族渡)

一 家族手當 何月分迄月額金何程支給(又ハ支給セズ)(何年何月以降何々ニ於テ何程家族渡)

一 旅 費 何所ヨリ何所迄金何程支給濟(又ハ概算拂濟)

一 派遣手當 金何程支給(又ハ支給セズ)

一 稅 票 何 通

一 貯金通牒 何 通

一 徵用補給金 何月分迄月額金何程支給(又ハ支給セズ)

右及通牒候也

昭和 年 月 日

何海軍何廠(部)會計部(課)長 職氏 名 印

何海軍何廠(部)會計部(課)長 職氏名宛

記

階 級 職 名 日 給 氏 名

備考

一 家族移轉料支給ノ場合ハ其ノ旨ヲ附記シ其ノ請求書寫ヲ添附スルコト

二 徵用補給ヲ受ケ居ル者ニ付テハ關係書類ヲ添附スルコト

0776

(限 内 部)

# 海軍公報

(部内限) 第四七四七號

昭和十九年七月二十三日(日)  
海軍大臣官房

### ○訓示

大命拜受ニ際シ部内一般ニ訓示

戰局正ニ重大ナルノ秋不肖大命ヲ拜シテ海軍大臣ノ任ニ就ク恐  
懼感激ニ堪エズ

惟フニ帝國海軍積年ノ研鑽練磨ノ眞價ヲ發揮シ以テ護國ノ大任  
ヲ完フスルハ今日ヲ措キテ求ムル能ハズ

宜シク陸軍ト渾然一體ノ協調ヲ保持シ和衷協力各其ノ本分ニ死  
力ヲ致シ以テ戰爭目的ノ完遂ヲ期セザルベカラズ

本大臣ハ天祐ヲ確信シ粉骨碎心時艱克服ニ最善ヲ致シ以テ  
聖旨ニ應ヘ奉ランコトヲ期ス

諸官克ク此ノ主旨ヲ體シ各其ノ本分遂行ニ遺憾ナカラントヲ  
期スベシ  
昭和十九年七月二十二日  
海軍大臣 米内光政

### ○令 達

達第二三三號

航空兵器經理規程中左ノ通改正ス

昭和十九年七月二十二日

海軍公報(部内限) 第四七四七號

昭和十九年七月二十三日

第五十五條中「自己ノ保管スル兵器」ノ下ニ「消耗兵器ヲ除  
ク」ヲ加ヘ第三號ヲ削リ第四號ヲ第三號トス

官房需第一八七號

昭和十八年達第二十五號部外教育實施規程第八條第二號ニ依リ  
艦船部隊學校ニ於テ軍事講習ヲ受クル者ニハ一人ニ付作業服二  
組及略帽一個宛ヲ貸與スルコトヲ得

昭和十九年七月二十二日

海軍大臣

(参照) 昭和十八年達第二十五號ハ諸例則卷三 八五〇ノ二三頁

官房需第一八八號

當分ノ間昭和十八年官房需第二〇九號別表第一ノ規定ニ依リ内  
地(千島諸島、樺太ヲ除ク)及朝鮮ニ在ル者ニ給スル基本食ノ  
精米及精麥ハ同表ノ規定ニ拘ラズ左記ニ依リ之ヲ給與ス但シ昭  
和十八年官房需第二五八號及昭和十九年官房需第一四八號該當  
ノ者ハ此ノ限ニ在ラズ

昭和十九年七月二十二日

海軍大臣

精米 日額 三四〇瓦

一〇〇三

0777



精 麥 同 三〇〇瓦

(參照) 海軍會計法規類集二卷、三二〇ノ六頁  
昭和十八年官房需第二五八號(昭和一八、一二、二四海軍  
公報(部内限))  
昭和十九年官房需第一四八號(同一九、六、五同)

○ 通 牒

官房需第八九〇號

昭和十九年七月十四日

海 軍 省 副 官

關係各廳長殿

海軍軍醫學校分校ノ呼稱ニ關スル件通牒

海軍軍醫學校ノ教育ノ一部ハ戶塚ノ同校施設ニ於テ實施セラル  
ルコトト相成候ニ付同施設ヲ部内限リ海軍軍醫學校戶塚分校ト  
呼稱スルコトニ定メラレ候

兵備四機密第七二〇號

昭和十九年七月二十二日

海 軍 省 兵 備

關係各廳長殿

海軍勤務統計調査規程第十九條及第二十四條ノ  
規定ニ依リ調査ヲ行フベキ廳ニ關スル件申進

首題ノ件別紙ノ通定メラレ候條可然取計相成度

(別紙添)

軍需糧第二二七號

昭和十九年七月二十二日

海 軍 省 軍 需 局 長

關係各廳長殿

精米及精麥給與ニ關スル件通牒

今般官房需第一八八號ヲ以テ首題ノ件發令相成候處右ハ國內食  
糧事情上本米穀年度端境期處理ノ爲當分ノ間米ノ代替トシテ麥  
ヲ使用スル趣旨ニ依ルモノニ有之候條了知相成度

追テ米麥給關係上已ムヲ得ザル場合ハ米麥合セテ日額六四  
〇瓦ヲ越ヘザル範圍ニ於テ適宜支給差支ナシ

○ 雜 款

○ 電話架設

海軍軍醫學校戶塚分校 電話戶塚 三〇六番

○ 事務開始

那覇地方海軍人事部(假稱)設立準備事務所ヲ七月一日那覇市  
東町二丁目一番地ニ設置シ事務ヲ開始セリ

○ 事務所撤去

第五十三海軍航空隊(假稱)事務所ハ六月十八日之ヲ撤去セリ

○ 本日普通公報發行セズ

